

○特定自動運行に係る許可制度に関する事務処理要領

令和5年4月13日

交総第367号

警察本部長

特定自動運行に係る許可制度に関する事務処理要領の制定について（通達）

みだしのことについては、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）及び道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和4年内閣府令第67号）が令和5年4月1日より施行され、特定自動運行に係る許可制度に関する規定が整備されたことに伴い、別添のとおり特定自動運行に係る許可制度に関する事務処理要領を制定し、令和5年4月13日から実施するから、事務処理上誤りのないようになされたい。

別添

## 特定自動運行に係る許可制度に関する事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「府令」という。）の規定に基づく特定自動運行の許可及び特定自動運行実施者に対する行政処分等に係る事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 定義

この要領で使用する用語は、法及び府令において使用する用語の例による。

### 第3 許可申請の受付に関する事務

#### 1 許可申請の受付

##### (1) 警察本部における受付

交通部交通総務課長（以下「交通総務課長」という。）は、法第75条の12第2項及び府令第9条の20第1項に規定する申請書（以下「申請書」という。）の提出（以下「許可申請」という。）があったときは、これを受け付けるものとする。

##### (2) 警察署における受付

警察署長は、警察署において許可申請があったときは、これを受け付けることなく、許可申請をした者（以下「許可申請者」という。）に対し提出先（交通部交通総務課）を教示するとともに、交通総務課長に許可申請があった旨を連絡するなど、許可申請に伴う処理が速やかに行われるよう措置するものとする。

##### (3) 申請書等の確認

交通総務課長は、許可申請の受付に際し、申請書及び法第75条の12第3項に規定する添付書類（以下「添付書類」という。）を確認の上、受付印を押印し、受付年月日を記入するものとする。

##### (4) 申請書等の補正

交通総務課長は、申請書及び添付書類に形式的な不備があったときは、許可申請者に対して十分な教示を行い、申請書等の補正を求めるものとする。ただし、申請書に記載された事項のうち、明らかな誤字、脱字等の軽微な不備は、職権で補正することができるものとする。

## (5) 交通部長への報告

交通総務課長は、申請書を受け付けたときは、交通部長に報告するものとする。

## 2 特定自動運行の経路が他の都道府県の区域にわたる場合の措置

交通総務課長は、当該特定自動運行の経路が他の都道府県の区域にわたるときは、許可申請者に対し当該経路の場所を管轄する全ての公安委員会に許可申請を行わなければならない旨を教示すること。この場合において、当該特定自動運行の経路の場所を管轄する都道府県警察の特定自動運行の許可申請を担当する部署を通じて当該公安委員会に通知するなど、必要な情報共有を図るものとする。

## 3 申請書等の確認

### (1) 申請書の記載事項の確認

交通総務課長は、申請書の記載事項について、添付書類と突合するなどして記載内容に誤りがないことを確認するとともに、特定自動運行計画が添付されていることを確認するものとする。

### (2) 特定自動運行計画の記載事項の確認

交通総務課長は、特定自動運行計画の記載事項について、添付書類と突合するなどして記載内容に誤りがないことを確認するほか、特定自動運行計画の記載事項に関する確認事項（別表1）に掲げる確認事項その他特定自動運行計画が法第75条の13第1項各号に掲げる基準（以下「許可基準」という。）に適合するかどうかの審査（以下「審査」という。）を行うに当たって必要な事項が記載されていることを確認するものとする。

### (3) 特定自動運行計画への追記

交通総務課長は、必要と認めるときは、申請者に対し、許可基準に適合するために必要となる事項について、特定自動運行計画に追記することを求めるものとする。

## 第4 審査

### 1 書面審査及び現地調査

交通総務課長は、審査を行うに当たっては、特定自動運行計画の審査における確認事項（別表2）に掲げる確認事項等について確認すること。この場合において、特定自動運行計画を書面で確認するほか、特定自動運行の経路、特定自動運行を管理する場所その他関係する場所の現地調査を行うものとする。

### 2 意見聴取

(1) 法第75条の13第2項に規定する意見聴取

交通総務課長は、法第75条の13第2項に規定する意見聴取を行うときは、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）（別記様式第1号）により行うものとする。

(2) 府令第9条の22に規定する意見聴取

交通総務課長は、次に掲げる者に対しそれぞれ掲げる場合において、交通部長に報告の上、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）（別記様式第2号）により意見聴取を行うものとする。

ア 知事

特定自動運行の経路が複数の市町村にわたる場合で、より広域的に地域住民の利便性及び福祉の向上を図る観点から意見聴取が必要と認められる場合

イ 道路管理者

特定自動運行用自動車の経路における円滑な交通を確保するため、当該道路構造の維持、修繕又は管理に関して、特定自動運行実施者と道路管理者との間で適切に連携する必要がある場合

ウ 前記ア及びイに掲げる者のほか公安委員会が必要と認めるもの

特定自動運行の態様又は経路付近の地理的、文化的若しくは社会的な特性に応じ、地域交通の分野の学識経験者、自治会及び商工会議所の者等からの意見聴取が必要と認められる場合

## 第5 道路使用許可に関する教示

交通総務課長は、特定自動運行計画に従って、特定自動運行が終了した後に当該特定自動運行用自動車の運転を行う場合において、当該運転が遠隔型自動運転システムを用いて自動車を走行させる態様により行われるものであるなど、一般交通に著しい影響を及ぼすような通行の形態又は方法により道路を使用する行為に該当するときは、許可申請者に対し、特定自動運行の許可に加え、法第77条第1項に規定する道路使用許可が必要となることについて教示すること。

## 第6 許可の条件

### 1 許可条件の報告

交通総務課長は、審査の過程その他の確認事項により、道路における危険の防止その他交通の安全と円滑を図るため、許可に付する条件（別表3）に掲げる条件その他必要な条件

(以下「許可条件」という。)を付する必要があると認めた場合は、公安委員会にその旨を報告するものとする。

## 2 許可条件の変更等の報告

交通総務課長は、許可条件を変更し、又は新たに許可条件を付する特別な必要を認めた場合は、その旨を公安委員会に報告するものとする。

## 3 許可条件の変更等の通知

交通総務課長は、許可条件が変更されたとき、又は新たに許可条件が付されたときは、特定自動運行実施者に対し、特定自動運行許可条件変更・付加通知書(別記様式第3号)により通知するものとする。

## 4 許可に係る指導事項

交通総務課長は、許可条件のほか、特定自動運行の実施に当たって道路における危険の防止その他交通の安全と円滑を図るため、特定自動運行実施者に対して許可に係る指導事項(別表4)に掲げる事項その他必要な事項を指導するものとする。

# 第7 許可事項の変更等

## 1 許可事項の変更に係る申請

法第75条の16第1項に規定する許可事項の変更(以下「許可事項の変更」という。)に係る申請があった場合は、前記第3から第5までの規定について準用する。

## 2 軽微な変更等に係る届出

交通総務課長は、法第75条の16第3項に規定する軽微な変更及び同条第4項に規定する特定自動運行実施者の氏名等の変更(以下これらを「軽微な変更等」という。)の届出があったときは、これを受理し、交通部長に報告するものとする。

## 3 許可証の再交付

### (1) 許可事項の変更に伴う再交付

交通総務課長は、法第75条の16第1項に規定する許可事項の変更に係る許可があったときは、当該変更許可に係る特定自動運行実施者に対し、当該特定自動運行に係る許可証を返納させた上で、新たな許可証番号、当該変更許可を行った日等を記載した許可証を再交付するものとする。

### (2) 軽微な変更等に伴う再交付

交通総務課長は、軽微な変更等の届出に伴い、府令第9条の25第1項の規定により提出

された許可証の記載事項に変更が生じる場合は、当該許可証の記載事項に変更があったことを明記して再交付するものとする。

(3) 再交付申請に伴う再交付

交通総務課長は、府令第9条の19第2項に規定する許可証の再交付の申請があった場合は、許可証に再交付したことを明記して交付するものとする。

第8 指示及び許可の取消し等

1 処分の上申

交通総務課長は、法第75条の26に規定する特定自動運行実施者に対する指示（以下「特定自動運行実施者に対する指示」という。）及び法第75条の27に規定する許可の取消し等（以下「許可の取消し等」という。）の事由に該当する事案があるときは、必要な事項を調査し、別に定める処分基準に基づき、速やかに公安委員会に処分を上申しなければならない。

2 監督行政庁への意見の聴取

交通総務課長は、特定自動運行実施者に対する指示又は許可の取消し等（以下「指示又は取消し等」という。）をする場合において、法第75条の26第2項及び法第75条の27第2項に規定する監督行政庁に意見聴取を行うときは、交通部長に報告の上、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書（別記様式第4号）に必要な書類を添付して行うものとする。

3 指示書の交付

特定自動運行実施者に対する指示は、口頭で行う場合を除き、特定自動運行実施者に対し特定自動運行に関する指示書（別記様式第5号）を交付して行うものとする。

4 教示文の交付

指示又は取消し等を行う場合は、口頭で行う場合を除き、教示文（別記様式第6号）を交付して、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定に基づき、当該指示又は取消し等に付き不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間並びに行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定に基づき、当該指示又は取消し等に係る取消訴訟の被告とすべき者及び出訴期間を教示するものとする。

実施日

この通達は、令和5年4月13日から実施する。

別表 1 (第 3 関係)

特定自動運行計画の記載事項に関する確認事項

記載事項	確認事項
特定自動運行の経路	特定自動運行を行う経路を特定し得る程度の記載となっていること。（「〇〇から〇〇までの間」等の曖昧な記載となっていないか。）
特定自動運行を行う日及び時間帯	特定自動運行を行う日及び時間帯を特定し得る程度の記載となっていること。（「昼間」等の曖昧な記載となっていないか。）
特定自動運行により運送される人又は物	特定自動運行の目的を明らかにする記載となっていること。（単に「荷物」等の曖昧な記載となっていないか。）
特定自動運行を行うための前提となる気象の状況	どのような気象の状況下において特定自動運行を行うか（又は行わないか）を特定し得る程度の記載となっていること。（単に「悪天候でないこと」等の曖昧な記載となっていないか。）

別表 2 (第 4 関係)

## 特定自動運行計画の審査における確認事項

許可基準	確認事項
特定自動運行計画に係る特定自動運行用自動車特定自動運行を行うことができるものであること（法第75条の13第1項第1号）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定自動運行用自動車に自動運行装置が備えられており、当該自動運行装置がその作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者（又は運転者）を要するものでないこと。</li> <li>2 特定自動運行用自動車に自動運行装置を備えたものであることについて疑義がないこと。（※1）</li> <li>3 当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないこと。（※1）</li> </ol>
特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること（法第75条の13第1項第2号）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定自動運行計画が、特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであること。</li> <li>2 特定自動運行計画に記載された特定自動運行を行う状況が、特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たすものであること。（※1）</li> </ol>
法の規定等により特定自動運行実施者又は特定自動運行業務従事者が実施しなければならない措置の円滑かつ確実な実施が見込まれるものであること（法第75条の13第1項第3号）	
法第75条の19第1項の規定により特定自動運行実施者が実施しなければならない特定自動運行業務従事者への教育	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該教育事項について十分な知識経験がある者が教育を行うこととしているものであること。</li> <li>2 特定自動運行に係る業務の適正な実施に必要な法令（当該特定自動運行業務従事者が業務を行う上で遵守しなければならない法令）に関する事項をその教育事項に含んでいること。</li> <li>3 当該特定自動運行計画の内容（特定自動運行主任者に対する教育については、上記に加え特定自動運行用自動車の自動運行装置の仕様に関すること）をその教育事項に含んでいること。</li> <li>4 当該特定自動運行計画において特定自動運行業務従事者が実施することとされている措置を実施するための手順及びそのために必要な設備の使用方法に関することをその教育事項に含んでいること。</li> <li>5 前記のほか当該特定自動運行計画において特定自動運行業務従事者がその業務を適正に実施するために必要な知識及び技能に関することをその教育事項に含んでいること。</li> <li>6 前記の教育を効果的に行うことができるだけの十分な時間及び頻度が確保されていること。</li> </ol>
法第75条の19第2項及び第3項の規定により特定自動運行実施者が実施し	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定自動運行計画に従って指定を受けた特定自動運行主任者が府令第9条の28に規定する要件を満たしていること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 両眼の視力又は両耳の聴力を喪失した者でないこと。</li> </ol> </li> </ol>



<p>なければならない特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者の指定</p>	<p>(2) 特定自動運行計画に従って特定自動運行を行うために必要な設備を適切に使用することができる者であること。</p> <p>(3) 前記のほか、法の規定等により特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を円滑かつ確実に実施する上で支障があると認められる者でないこと。</p> <p>2 特定自動運行計画に従って指定を受けた現場措置業務実施者が、特定自動運行主任者の指示により特定自動運行に係る交通事故の現場に向かうとともに、同現場において、道路における危険を防止するため必要な措置を適切に行うことができること。</p>
<p>法第75条の20第1項の規定により特定自動運行実施者が実施しなければならない特定自動運行主任者の配置等</p>	<p>1 特定自動運行主任者を特定自動運行を管理する場所に配置する場合に備え付けなければならない遠隔監視装置が府令第9条の29の規定に適合するものであること。</p> <p>2 府令第9の29第5号に規定する特定自動運行主任者への通知に関し、映像、音声及び位置情報の送受信の著しい遅延及び映像の鮮明さ又は音声の明瞭さの低下がどの程度発生した場合に通知されるように設定されており、当該設定が特定自動運行主任者が実施しなければならない措置を適切に行う上で適当なものであること。</p>
<p>法第75条の21第1項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない遠隔監視装置の作動状態の監視及び当該装置が正常に作動していないことを認めた場合における当該特定自動運行を終了させる措置</p>	<p>特定自動運行を管理する場所の特定自動運行主任者が容易に操作し得る位置に特定自動運行を終了させるための装置が備えられているなど、遠隔監視装置が正常に作動していないことを同者が認めた場合に、同者が直ちに特定自動運行を終了させることができるものであること。</p>
<p>1 法第75条の22第1項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、特定自動運行用自動車を警察官の禁止、制限又は命令等に従って通行させる措置</p> <p>2 法第75条の22第2項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、特定</p>	<p>特定自動運行計画に従ってこれら措置を行うにあたり、必要な体制、連絡手段、資機材、必要な装置、マニュアル等が確保されており、円滑かつ速やかに実施されるものであること。</p>

<p>自動運行用自動車が緊急自動車等の通行を妨げないようにする措置</p> <p>3 法第75条の22第3項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない特定自動運行用自動車の駐車の方法の変更等</p>	
<p>法第75条の23第1項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、交通事故があった場合の消防機関への通報、現場措置業務実施者を当該交通事故の現場に向かわせる措置及び警察官への交通事故発生日時等の報告</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該通報等を行うための電話機等が特定自動運行を管理する場所に備えられていること。</li> <li>2 現場措置業務実施者に連絡する方法、同現場措置業務実施者が速やかに当該交通事故の現場に駆け付けるための体制の確保、マニュアル等の整備等がされていること。</li> <li>3 当該駆け付けに要する時間が、周囲の交通に支障を及ぼさないために相当なものであること。</li> <li>4 交通事故が発生した日時及び場所、当該交通事故における死傷者の数及び負傷者の負傷の程度並びに損壊した物及びその損壊の程度、当該交通事故に係る車両等の積載物並びに当該交通事故について講じた措置を適確に把握し報告することができること。</li> </ol>
<p>法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第33条第3項の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、踏切に停止している自動車があることを知らせるための措置及び当該自動車を踏切以外の場所に移動する措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定自動運行を管理する場所に特定自動運行主任者を配置する措置が講じられている場合においては、直ちに鉄道事業法（昭和61年法律第92号）の規定による鉄道事業者又は軌道法（大正10年法律第76号）の規定による軌道経営者への通報を行うための電話機等が特定自動運行を管理する場所に備えられていること。</li> <li>2 特定自動運行主任者を特定自動運行用自動車に乗車させる措置が講じられている場合においては、非常信号を行うための発煙筒等の非常信号用具が特定自動運行用自動車に備えられていること。</li> <li>3 特定自動運行用自動車を踏切以外の場所に移動する措置（人力で踏切以外の場所に押し出す、レッカー車の手配を依頼するなどの措置）を講じるための設備等が備えられていること。</li> </ol>
<p>法第75条の24の規定により読み替えて適用する法第75条の11の規定により特定自動運行主任者が実施しなければならない、本線車道等において自動車が停止していることの表示及び当該自動車を本線車道等以外の場所に移動する措置</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 特定自動運行主任者を特定自動運行用自動車に乗車させる措置が講じられている場合においては、府令第9条の32に掲げる基準に適合する、特定自動運行用自動車が停止しているものであることを表示する装置が特定自動運行用自動車の後面その他の後方から進行してくる自動車の運転者が見やすい位置に取り付けられており、特定自動運行を管理する場所に当該装置を作動させるための装置が備えられていること。</li> <li>2 特定自動運行主任者を特定自動運行用自動車に乗車させる措置が講じられている場合においては、同車に府令第9</li> </ol>

	<p>条の17及び第9条の18に規定する停止表示器材が備えられていること。</p> <p>3 特定自動運行用自動車を本線車道等以外の場所に移動させる措置（レッカー車の手配を依頼するなどの措置）を講じるための設備等が備えられていること</p>
<p>特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行（道路において特定自動運行が終了した場合を含む。）が他の交通に著しく支障を及ぼすおそれがないと認められるものであること（法第75条の13第1項第4号）</p>	<p>特定自動運行計画に従って特定自動運行を行った場合、同計画に従って特定自動運行が終了した場合の措置を講じた場合などに、他の交通に著しい支障を及ぼすおそれがないこと。</p>
<p>特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が人又は物の運送を目的とするものであって、当該運送が地域住民の利便性又は福祉の向上に資すると認められるものであること（法第75条の13第1項第5号）</p>	<p>特定自動運行計画書の記載事項及び添付資料により、特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行が、地域住民の利便性又は福祉の向上に資するものであること。（※2）</p> <p><b>【添付書類の例】</b></p> <p>1 特定自動運行による人又は物の運送が、旅客自動車運送事業若しくは自家用有償旅客運送又は貨物自動車運送事業として行われる場合には、当該旅客自動車運送事業若しくは自家用有償旅客運送又は貨物自動車運送事業を行うために必要な許可若しくは認可又は登録の申請状況を示した書類（申請書の写し等）</p> <p>2 当該特定自動運行による運送サービスが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）上の地域公共交通計画における地域公共交通の一つとして位置付けられているような場合には、その旨を記載した書類</p> <p>3 路線や運賃等について既存の運送事業者と協議し、必要十分な運送サービスが提供できるものとして協議が調っている場合には、その旨を記載した書類</p> <p>4 特定自動運行を行おうとする経路においてこれまで自動運転の実証実験を行っており、当該実証実験として、当該特定自動運行において行おうとするものと同様の目的及び態様の移動サービスを提供してきた場合には、当該実証実験の実績（当該移動サービスの利用者数、利用者の声等）を記載した書類</p> <p>5 その他地域住民の利便性又は福祉の向上に資するものとして地方公共団体の支援を受けている場合、地域住民への説明会を実施している場合などには、その内容を記載した書類</p>

（※1）国土交通大臣等に対する意見聴取により確認する事項

（※2）特定自動運行の経路をその区域に含む市町村の長に対する意見聴取を行う事項

別表3（第6関係）

許可に付する条件

- 1 法第75条の19第1項の規定により特定自動運行実施者が実施しなければならない特定自動運行業務従事者への教育の実施状況を適切に記録すること。
- 2 どの日時においてどの者が特定自動運行主任者及び現場措置業務実施者として従事していたかを記録し、保存すること。
- 3 府令第9条の29第6号に規定により遠隔監視装置が記録した情報を適切な期間保存すること。
- 4 交通事故があったときは、特定自動運行用自動車内にいる者に救護措置や道路における危険防止のための措置等を講ずるよう協力を求めること。
- 5 特定自動運行用自動車に乗車している者が安全を確認しないでドアを開き、又は当該自動車から降りることにより交通の危険を生じさせないよう必要な措置を講ずること。
- 6 特定自動運行用自動車に乗車している者に座席ベルトを着用させるため必要な措置を講ずること。
- 7 特定自動運行用自動車に係る乗車人員の制限を超えて乗客を乗車させないこと。

別表4（第6関係）

許可に係る指導事項

- 1 自動車損害賠償責任保険に加え、任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保するよう努めること。
- 2 特定自動運行の経路の道路及び交通の状況の変化や特定自動運行が行われる場所の天候等、当該経路に係る状況の把握に努め、特定自動運行中に当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たさないこととなる事由が生じるおそれの低減を図ること。
- 3 道路運送車両法の規定に基づく特定自動運行用自動車の点検及び整備を徹底し、特定自動運行用自動車が保安基準に適合しないおそれがある場合には、特定自動運行を行わないこと。
- 4 特定自動運行中に生じた自動運行装置の故障、不具合等の特異事案については、その状況を当該特定自動運行の許可に係る公安委員会に通報するとともに、再発防止策を報告すること。
- 5 特定自動運行中に交通事故が発生した場合には、事故原因が明らかにされ、再発防止策が講じられるまでの間は特定自動運行を行わないこと。

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）

殿

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、

道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、

道路交通法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の申請があったので、同法第75条の16第2項の規定により準用する

同法第75条の13第2項の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。  
つきましては、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

一 特定自動運行用自動車に自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。

また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。

二 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。

三 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

（注）1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 該当する項目の□内にレ印を記入すること。

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）

殿

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、

道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の22

道路交通法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の23第2項の規定により準用する同規則第9条の22

の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

(注) 1 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 該当する項目の□内にレ印を記入すること。

別記様式第3号（第6関係）

特定自動運行許可条件変更・付加通知書

殿

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

道路交通法第75条の15第2項の規定により、下記許可に係る条件を変更・付加するので通知します。

なお、この通知に基づく許可条件の変更・付加の手続きは、道路交通法第113条の2の規定により、行政手続法第3章（第12条及び第14条の規定を除く。）は適用されません。

住 所	
氏名又は名称	
許可証番号	
変更・付加する 許可条件	
許可条件を変更 ・付加する理由	

(注) 1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。



特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

殿

年 月 日

埼玉県公安委員会 印

道路交通法

の規定により、別添（

）のとおり、

を行うことを予定しているところ、同法第75条の26第2項の規定に基づき、意見を聴取します。

意見があれば、年 月 日までに文書をもって回答願います。

期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先	
-------------	--

（注）所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

別記様式第5号（第8関係）

<p>特定自動運行に関する指示書</p> <p>殿</p> <p>年 月 日</p> <p>埼玉県公安委員会 印</p> <p>道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。</p>	
住 所	
氏名又は名称	
許 可 証 番 号	
指 示 事 項	
指 示 の 理 由	

（注）所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

教示文

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、埼玉県公安委員会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 取消訴訟について

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において埼玉県を代表する者は、埼玉県公安委員会です。ただし、この処分があったことを知った日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日（1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。